

基本目標 1 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
政策 1 多様性を認めあう社会の推進			
1	P.17 政策の方向性 2段落目	また、年齢や性別、障害の有無や国籍、 <u>性のあり方</u> など一人ひとりの個性を尊重し、認めあい、～	また、年齢や性別、 <u>性のあり方</u> 、障害の有無や国籍など一人ひとりの個性を尊重し認めあい、～
2	P.18 施策（2） めざす姿	年齢や性別、障害の有無や国籍、 <u>性的指向</u> 、 <u>性自認</u> など～	年齢や性別、 <u>性的指向</u> 、 <u>性自認</u> 、障害の有無や国籍など～
3	P.18 施策（2） 現状と課題 1、3つ目	・年齢や性別、障害の有無や国籍、 <u>性的指向</u> 、 <u>性自認</u> など～ ・多様な生き方、個性や価値観を尊重しあう地域社会の実現に向け、令和4(2022)年4月 <u>から</u> 、北区パートナーシップ宣誓制度を導入するとともに、性の多様性に関する正しい知識と理解の普及に努めています。	・年齢や性別、 <u>性的指向</u> 、 <u>性自認</u> 、障害の有無や国籍など～ ・多様な生き方、個性や価値観を尊重しあう地域社会の実現に向け、令和4年(2022年)4月 <u>より</u> 、北区パートナーシップ宣誓制度を導入し、性の多様性の正しい知識と理解の普及啓発に努めています。

基本目標1「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
4	P.18	<p>施策（2） 施策の方向① 箇条書き 1、2、3つ目</p>	<p>・いじめ、虐待、差別的言動、誹謗中傷などの人権侵害のない人権尊重社会の実現に向け、啓発事業の充実を図り、人権意識の向上に取り組みます。</p> <p>・嫌がらせやいじめ等のハラスメント対策や防止措置、事案が起こった際の迅速かつ適切な対応などの普及啓発に取り組みます。</p> <p>・偏見、いじめや差別などの人権侵害で悩んでいる人に対して、関係機関と連携し、課題解決に向けた支援を行います。</p>	<p>・いじめ、虐待、差別的言動、誹謗中傷などの人権侵害のない人権尊重社会の実現に向け、講演会の実施など、さまざまな機会を通じて人権意識の向上に取り組みます。</p> <p>・嫌がらせやいじめ等のハラスメントを防止するため、ハラスメントへの迅速かつ適切な対応などの普及啓発に取り組みます。</p> <p>・偏見、いじめや差別などの人権侵害で悩んでいる人に対して、関係機関と連携し、人権相談窓口の案内などの支援を行っていきます。</p>
5	P.20	<p>施策（3） 施策の方向④ 箇条書き 1つ目</p>	<p>女性を取り巻くさまざまな問題（DVや貧困等）に対し、国が定める～</p>	<p>非正規雇用で働く割合が多く、貧困に陥るリスクの高い女性に対し、国が定める～</p>
6	P.21	<p>施策（4） 施策の方向① 箇条書き 2つ目</p>	<p>日本語学習支援の充実や多言語・やさしい日本語による情報提供の徹底など、～</p>	<p>日本語学習支援の充実や多言語化、やさしい日本語表記の徹底など、～</p>
7	P.21	<p>施策（4） 施策の方向③ 箇条書き 1つ目</p>	<p>海外友好都市との文化芸術・スポーツ等を通じた区民主体の交流を推進するとともに、次代を担う青少年等の多様性を認めあう国際感覚の育成を図り、文化・教育の充実、都市のイメージ向上、～</p>	<p>海外友好都市との文化芸術・スポーツ等を通じた区民主体の交流を推進するとともに、次代を担う青少年等の多様性を認めあう国際感覚の育成を図り、文化・教育・都市のイメージ向上、～</p>

基本目標 1 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
----	------	-----	--------------------

政策2 多様なコミュニティ活動の推進

8	P.22	<p>施策（1） 現状と課題 1、3つ目</p>	<p>・少子高齢化や外国人人口の増加をはじめとする人口構造の変化や、生活環境の多様化に伴い、町会・自治会の組織運営の担い手が不足しています。町会・自治会への加入を促進するとともに、<u>地域に対する意識や愛着を高められるきっかけづくりや、地域団体における人材確保や人材育成のための支援が必要です。</u></p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に伴い、<u>コミュニケーションのデジタル化が進んできています。</u></p>	<p>・少子高齢化や外国人人口の増加をはじめとする人口構造の変化や、生活環境の多様化に伴い、町会・自治会の組織運営の担い手不足が生じています。町会・自治会への加入を促進するとともに、<u>地域団体における人材確保や人材育成のための支援が必要です。</u></p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に伴い、<u>オンラインによるコミュニケーションが普及してきています。</u></p>
9	P.23	<p>施策（2） 現状と課題 2、3つ目</p>	<p>・<u>区民施設の老朽化が進んでいるものの、施設の保全には多額の経費を要するため、計画的な施設の維持管理・改修等を行う必要があります。</u></p> <p>・区民施設の運営にあたっては、地域住民が主体の施設運営を推進してきましたが、町会・自治会の高齢化に伴う担い手不足等により、<u>地域住民が主体の施設運営の継続が困難になり、地域活動の停滞などが危惧されています。また、区民施設が幅広い世代が利用できる地域全体の交流の場となるように、～</u></p>	<p>・<u>老朽化が進んでいる区民施設について、計画的に改修等を実施するためには、経費の効率的な執行や長期にわたっての施設機能の維持・向上を図る必要があります。</u></p> <p>・区民施設の運営にあたっては、地域住民が主体の施設運営を推進してきましたが、町会・自治会の高齢化に伴う担い手不足等により、<u>地域住民が主体の施設運営の継続が困難になり、地域活動の停滞などが危惧されています。また、区民施設が利用者の年齢層等が限られない地域全体の交流の場となるように、～</u></p>

基本目標 1 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
政策3 活力ある地域産業の形成			
10	P.25 施策（1） めざす姿	区内の事業者が持続的に発展を遂げているとともに、 <u>さまざまな世代</u> が起業・創業にチャレンジできる環境が整い、創業であふれるまちになっています。	区内の事業者が持続的に発展を遂げているとともに、 <u>若者から高齢者までだれも</u> が起業・創業にチャレンジできる環境が整い、創業であふれるまちになっています。
11	P.25 施策（1） 現状と課題 箇条書き 1つ目	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、 <u>不安定な国際情勢による原材料価格、エネルギーコストの上昇</u> など、～	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、 <u>ウクライナ情勢の変化や円安</u> など、～
12	P.26 施策（1） 施策の方向② 箇条書き 1つ目	創業希望者の増加を図るため、さまざまな世代に対し、創業へのモチベーションを喚起する取組みを実施します。	創業希望者の増加を図るため、 <u>若者から高齢者まで</u> 、さまざまな世代に対し、創業へのモチベーションを喚起する取組みを実施します。
13	P.27 施策（2） 施策の方向① 箇条書き 2つ目	技術の承継に加え、 <u>新しい知識や技術の習得</u> などの人材育成にかかわる取組みを支援することで、～	技術の承継に加え、 <u>情報技術のほか、新しい技術を組み入れた生産性の高いものづくり</u> につながる人材育成を支援することで、～
14	P.27 施策（3） 施策名	施策（3） <u>にぎわいあふれる地域商業の実現</u>	施策（3） <u>生活サービス産業の育成</u>

基本目標1「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
15	P.27	施策（3） 現状と課題 箇条書き 1つ目	区内には70を超える商店街があるものの、大型店・コンビニ等の進出、インターネット通販の普及等による顧客離れなどにより、商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。今後、区内外から人が集まる商店街となるには、商店街の新たな魅力づくりや魅力の発信が不可欠であり、～	区内には70を超える商店街があるものの、大型店・コンビニ等の進出、インターネット通販の普及等による顧客離れなどにより、商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。今後、区内外から人が集まる商店街となるには、商店街の新たな魅力づくりが不可欠であり、～
16	P.29	施策（4） 現状と課題 箇条書き 2つ目	ワーク・ライフ・バランスの推進や各種ハラスメント防止のための周知啓発に努めていますが、～	ワーク・ライフ・バランスや各種ハラスメントに係る周知啓発に努めていますが、～
17	P.29	施策（4） 施策の方向② 箇条書き 1つ目	企業や勤労者に対し、ワーク・ライフ・バランスと心身の健康の維持、各種ハラスメント防止に向けた啓発や支援を推進していきます。	企業や勤労者に対し、ワーク・ライフ・バランスと心身の健康の維持、各種ハラスメント防止に向けた情報提供や学習機会の提供による啓発を推進していきます。

基本目標 1 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
政策4 人生に彩りを与える地域づくり			
18	P.30 施策（1） 施策の方向① 箇条書き 2つ目	<u>大学などの機関と連携し、～</u>	<u>さまざまな機関と連携し、～</u>
19	P.30 注釈追加	<u>リカレント教育：義務教育や基礎教育を終えて労働に従事する職業人になってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことのできるシステムのこと。</u>	
20	P.31 施策（1） 施策の方向② 箇条書き 1つ目	学校図書館やさまざまな団体との連携、各図書館での特色ある展示、 <u>若年層を対象とした事業や幅広い世代に向けた講座の充実などにより～</u>	学校図書館やさまざまな団体との連携、各図書館での特色ある展示、講座の充実などにより～
21	P.31 施策（2） 現状と課題 箇条書き 2つ目	東京オリンピック・パラリンピックを契機に、パラスポーツへの関心がより高まりました。 <u>パラスポーツにかかわる（する・みる・ささえる）機会づくりや、～</u>	東京オリンピック・パラリンピックを契機に、パラスポーツへの関心がより高まりました。 <u>パラスポーツを「する機会」・「みる機会」・「ささえる機会」づくりや、～</u>
22	P.32 施策（2） 施策の方向② 箇条書き 1つ目	<u>区立スポーツ施設の老朽化やバリアフリーへの対応を進めるとともに、～</u>	<u>区立スポーツ施設の老朽化への対応を進めるとともに、～</u>

基本目標1「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
23	P.33	施策（3） 現状と課題 箇条書き 4つ目	区民が継続的に文化芸術を享受するためには、文化芸術活動の担い手の育成や、 <u>文化団体等の自立的、～</u>	区民が継続的に文化芸術を享受するためには、文化芸術活動の担い手の育成や、自立的、～
24	P.33	施策（3） 施策の方向① 箇条書き 3つ目	区民や文化団体等が積極的に活動できるよう、文化芸術活動の拠点となる施設の有効活用や機能向上、 <u>北区特有の水辺やみどりの空間の積極的な活用</u> に取り組みます。	区民や文化団体等が区内で積極的に活動できるよう、文化芸術活動の拠点となる施設の有効活用や機能向上に取り組みます。
25	P.34	施策（4） 施策の方向② 箇条書き 1、3つ目	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の現地解説板の<u>工夫</u>などにより、<u>気軽に文化財について知り、～</u> ・北区の歴史や文化財などについて<u>広く関心をもってもらえるよう</u>、飛鳥山博物館における展示や講座を充実するとともに、～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の現地解説板や解説用の<u>二次元コードの設置</u>などにより、文化財について知り、～ ・北区の歴史や文化財などについて、飛鳥山博物館における展示を充実するとともに、～

基本目標 1 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月21日、11月7日）
政策5 地域の個性と魅力の発信			
26	P.36 施策（1） 施策の方向③ 箇条書き 1、3つ目	<p>・観光の顔を作ることや観光資源の磨き上げのために、新たな仕組みやデジタル技術の複合的な活用を図り、新しい日常に対応した観光を推進します。また、観光インフラの充実に取り組むことで、受け入れ環境が充実した観光を推進します。</p> <p>・災害や事故等の発生に備えて、旅行者や観光客の安全の確保や観光関連事業が継続できるよう、<u>関係機関と連携した観光危機管理への対応を図ります。</u></p>	<p>・観光の顔を作ることや観光資源の磨き上げのために、新たな仕組みやデジタル技術の複合的な活用を図り、新しい日常に対応した観光を推進します。また、観光インフラの充実に<u>図り、おもてなしを推進して</u>いきます。</p> <p>・災害や事故等の発生に備えて、旅行者や観光客の安全の確保や観光関連事業が継続できるよう、<u>観光危機管理への対応を図ります。</u></p>
27	P.36 施策（2） 現状と課題 箇条書き 1つ目	<p>北区民意識・意向調査（令和3(2021)年度）では、「北区に愛着を感じている」と回答した人の割合は、<u>73.7%</u>となっています。<u>年齢別にみると、18～29歳、30～39歳の「北区に愛着を感じている」と回答した人の割合が、他の年齢より低くなっています。</u></p>	<p>北区民意識・意向調査（令和3(2021)年度）では、「北区に愛着を感じている」割合は、<u>73.7%</u>となっています。</p>
28	P.37 施策（2） 施策の方向② 箇条書き 1つ目	<p><u>北区の個性や魅力、そして住みやすさを</u>多くの区民、特に子育てファミリー層・若年層に伝えられるよう、職員の広報スキルを高め、より効果的・多角的な媒体での発信をします。</p>	<p><u>北区の住みやすさや行政情報を</u>多くの区民、特に子育てファミリー層・若年層に伝えられるよう、職員の広報スキルを高め、より魅力的で<u>かつ効果的・多角的な媒体での</u>発信をします。</p>
29	P.37 施策（2） 施策の方向③ 箇条書き 1つ目	<p>令和6(2024)年は、新一万円札の肖像が渋沢栄一翁に変わり、区内外に北区をPRする絶好の機会となることから、<u>新紙幣に関連する事業を組織横断的に展開するとともに、旧渋沢庭園を中心とした飛鳥山のさらなる魅力向上などを公民連携により進め、「渋沢栄一ゆかりのまち」の定着を図ります。</u></p>	<p>令和6(2024)年は、新一万円札の肖像が渋沢栄一翁に変わり、区内外に北区をPRする絶好の機会となることから、<u>新札に関連する事業を展開するとともに、旧渋沢庭園を中心とした飛鳥山のさらなる魅力向上を進め、「渋沢栄一ゆかりのまち」の定着を図ります。</u></p>

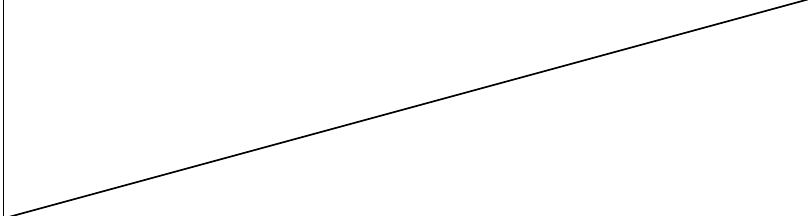
基本目標2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
----	------	-----	--------------------

政策1 すべての子どもが健やかに過ごせる仕組みづくり

1	P.39	<p>施策（1） 現状と課題 箇条書きの 2つ目</p> <p>家庭内に問題が潜在化しやすいヤングケアラーなどは、周囲の大人が気づきにくいことや子ども自身が認識していないなどの課題があります。状況を把握し、～</p>	<p>ヤングケアラー等の課題については、問題が家庭内に潜在化しやすく、周囲の大人が気づきにくいことや子ども自身が認識していないなどの課題があります。実態を把握し、～</p>
2	P.39	<p>注釈追加</p> <p>ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども</p>	
3	P.40	<p>施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目</p> <p>子どもがだれひとり取り残されることなく、自らの気持ちや意見を表明し、将来への希望を持って自分らしく健やかに成長できるよう、すべての区民が一体となり、子どもの育ちを支える取組みを推進します。</p>	<p>子どもたちが自らの気持ちや意見を表明し、自分らしく健やかに成長できる取組みを推進します。</p>
4	P.40	<p>施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目</p> <p>・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関が連携するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。 ・令和8(2026)年度に北区児童相談所等複合施設を開設し、児童虐待の未然防止を図る子ども家庭支援センターと、専門性の高い困難事例の対応窓口としての児童相談所を中心としたさらなる対応力の強化に努めます。</p>	<p>令和8年度に北区児童相談所等複合施設を開設し、児童虐待の未然防止を図る子ども家庭支援センターと、専門性の高い困難事例の対応窓口としての児童相談所を中心に、関係機関との連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。</p>

基本目標2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
5	P.4 1	施策（2） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目	<p>学童クラブと放課後子ども教室をわくわく☆ひろばとして一体的に運営することで、すべての児童が～</p>	<p>学童クラブと放課後子ども教室を「わくわく☆ひろば」として一体的に運営していることを活かし、児童の相互交流を促進するとともに、それぞれの事業を利用している児童が、～</p>
6	P.4 1	施策（2） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	<p>SNS等を活用することにより、中高生世代が悩みや不安、関心事まで気軽に相談できる環境づくりを行うなど、支援の充実を図ります。</p>	<p>中高生世代が悩みや不安、関心事まで、気軽に相談できる環境づくりを行い、中高生世代に対する支援の充実を図ります。</p>
7	P.4 3	施策（4） 現状と課題 箇条書きの 2、3つ目	<p>・女性の就業率の向上や男性の育児休業取得、テレワークの促進など、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てと仕事の両立に向けた多様なニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、～ ・ファミリー・サポート・センター事業において、ファミリー会員数に見合うサポート会員数を確保することが求められています。</p>	<p>・女性の就業率の向上や男性の育児休業取得など、子育てと仕事の両立に向けたさまざまな働き方がある中で、保護者の多様なニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、～ ・ファミリー・サポート・センター事業において、ファミリー会員数にサポート会員数を確保することが求められています。</p>
8	P.4 3	注釈追加	<p>ファミリー・サポート・センター事業：ファミリー会員（育児の支援を受けたい方）とサポート会員（育児の支援をする方）がお互いに会員となり、地域の中で支え合いながら子育てをする会員制の活動</p>	

基本目標2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO		修正箇所	答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
政策2 希望ある未来を創り出す教育				
9	P.4 4	施策（1） 現状と課題 箇条書きの 3つ目	北区におけるGIGAスクール構想を推進するため、これまでの対面指導と一人1台端末等のICTを活用した指導の良い面を組み合わせた教育の実践～	北区GIGAスクール構想を推進するため、これまでの対面指導による指導に加え、デジタル素材を組み込んだハイブリット教育の実践～
10	P.4 4	注釈追加	GIGAスクール構想：令和元（2019）年12月に文部科学省から発表されたプロジェクトのこと。GIGAとは、「Global and Innovation Gateway for All」の略。全国の小・中学校に高速大容量通信ネットワークを整備することにより、多様な子どもたち一人ひとりを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想。	
11	P.4 4	注釈追加	カリキュラム・マネジメント：児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。	
12	P.4 5	施策（1） 施策の方向名②	②北区におけるGIGAスクール構想の推進	②北区GIGAスクール構想の推進
13	P.4 5	施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 2つ目	教員のICTを活用した指導力のさらなる向上のため、研修や支援の充実を図ります。	北区GIGAスクール構想基本方針の実現に向け、教員のICTを活用した指導力のさらなる向上を図ります。

基本目標2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO		修正箇所	答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
14	P.46	施策（2） 現状と課題 箇条書きの 3つ目	「東京都北区いじめ防止基本方針」に基づき、区・学校・保護者・区民及び関係機関が一体となっていじめの未然防止、早期発見及び再発防止に取り組んでいます。今後も、SNSにおける誹謗中傷やいじめ動画の拡散など、多様化するいじめに対し～	「東京都北区いじめ防止基本方針」に基づき、区・学校・保護者・区民及び関係機関が一体となっていじめの未然防止、早期発見及び再発防止に取り組んでいます。今後も、多様化するいじめに対し～
15	P.46	施策（2） 施策の方向② 箇条書きの 2つ目	特別支援教育にかかわる教職員の専門性向上のための研修等の充実や、児童・生徒、保護者・区民への特別支援教育に関する理解のさらなる促進を図ります。	特別支援教育に関する理解をさらに深めるため、特別支援教育にかかわる職員への研修等により、さらなる専門性の向上を図るとともに、児童・生徒、保護者・区民への特別支援教育の理解・啓発に取り組めます。
16	P.46	注釈追加	<u>インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みのこと。</u>	
17	P.47	施策（2） 施策の方向③ 箇条書きの 2つ目	<u>学びの場を確保できるよう、一人1台端末を活用した授業の配信や関係機関との連携等による不登校の児童・生徒への支援を行っていきます。</u>	一人1台端末を活用した授業の配信やオンライン教材の活用など、不登校の児童・生徒への支援を行っていきます。
18	P.47	施策（3） 現状と課題 箇条書きの 3つ目	<u>国が掲げるGIGAスクール構想に基づき、区立小・中学校の全児童・生徒に一人1台端末と校内通信環境を整備し、令和3(2021)年度より活用を開始しました。今後も、児童・生徒がICTを活用した学習活動に円滑に取り組むことのできる環境を整備する必要があります。</u>	北区GIGAスクール構想を推進するため、区立小・中学校の全児童・生徒に一人1台端末と校内通信環境を整備し、令和3年度より活用を開始しました。今後も、ICTを活用した学習活動を推進していくため、ICT環境の整備を継続する必要があります。

基本目標 2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
19	P.47	施策（3） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	更新時期を迎える学校施設について、「北区立小・中学校長寿命化計画」、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、改築事業及び既存校のリノベーション（長寿命化改修）事業を推進し、改築更新時期の平準化に努めながら、社会環境の変化やニーズに応じた教育環境の向上・充実を図ります。	更新時期を迎える学校施設について、「北区立小・中学校長寿命化計画」、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、改築事業及び既存校のリノベーション（長寿命化改修；目標使用年数80年以上）事業を推進し、改築更新時期の平準化を図りながら、教育環境の向上・充実を図ります。
20	P.48	施策（3） 施策の方向③ 箇条書きの 1つ目	児童・生徒が安心して学びを継続できるよう、ICTを取り巻く環境の変化に応じて、児童・生徒や教職員などの現場の声を踏まえてICT環境の整備・充実を図ります。	児童・生徒が安定したICT教育を受けることができるよう、児童・生徒や教職員など現場の声を踏まえたICT環境の整備を継続します。
21	P.48	施策（4） 現状と課題 6つ目	スマートフォンなどの携帯情報端末の急速な普及に伴い、有害情報への容易なアクセスや、非行や犯罪が見えにくくなるなどの課題もあるため、子どもたちがトラブルに巻き込まれないよう取り組んでいく必要があります。	常に化する情報通信環境により、有害情報へのアクセスが容易になっていることや非行や犯罪が見えにくくなっていることなどが課題となっています。
22	P.49	施策（4） 施策の方向① 箇条書きの 3つ目	地域全体で子育て家庭を見守るとともに、保護者が家庭教育について学ぶ機会の充実を図ります。	地域全体で子育て家庭を見守り、保護者が家庭教育について学ぶ機会を充実させることで、家庭教育支援の充実を図ります。

基本目標 2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
政策3 自分らしく健やかに活躍するための仕組みづくり			
23	P.50	<p>施策（1） 現状と課題 箇条書きの 1、2つ目</p> <p>・区内の65歳健康寿命は、わずかに延伸しているものの、東京都平均や特別区平均を下回っています。健康寿命の延伸につながるよう、<u>さらなる疾病の予防や早期発見・早期治療を支援するとともに、若い世代から、～</u> ・<u>こころを健康に保つためには、本人や身近な人たちが、早めに気づいて相談につなげることが重要ですが、潜在的に悩みを抱える人を把握することが難しく、各種相談窓口の周知や啓発を行うとともに、さらに関係機関や地域と連携することが必要です。</u></p>	<p>・区内の65歳健康寿命は、わずかに延伸しているものの、東京都平均や特別区平均を下回っています。健康寿命のさらなる延伸につながるよう、若い世代から～ ・こころを健康に保つためには、本人や身近な人たちが、早めに気づいて相談につなげることが重要ですが、潜在的に悩みを抱える人を把握することが難しく、各種相談窓口の周知や啓発を行うことが必要です。</p>
24	P.50	<p>施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 1、2、3つ目</p> <p>・健康寿命の延伸につながるよう、<u>子育て世代や働く世代など若い世代からの生活習慣病予防に向けた取組みの充実を図ります。</u> ・<u>地域のさまざまなコミュニティの特性に応じた保健活動を通じて、地域のつながりを活かした「気軽にできる健康づくり」の自主的な活動を支援します。</u> ・<u>さまざまなこころの悩みに対し、一人ひとりにあった支援や医療につなぐため、関係機関や地域との連携を強化します。</u></p>	<p>・健康寿命の延伸のため、生活習慣病予防など健康づくりの支援について、各種データを活用して重点的に取り組みます。 ・若い世代から健康づくりに取り組むことができるよう、地域のつながりを活かして「気軽にできる健康づくり」の場を広げていきます。 ・こころの悩みや自分の意思では解決が難しい悩みを抱える人を早期に相談につなぐために、相談窓口を周知するとともに、見守る人材を育成し、必要な支援につなげる環境づくりに努めます。</p>
25	P.51	<p>施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目</p> <p>受診率の向上を図るため、<u>受診結果データ等を活用して健康診査及びがん検診等の受診勧奨に努めるとともに、～</u></p>	<p>受診率の向上を図るため、<u>引き続き健康診査及びがん検診等の受診啓発や受診勧奨に努めるとともに、～</u></p>
26	P.51	<p>施策（2） 現状と課題 箇条書きの 1つ目</p> <p>後期高齢者のうち85歳以上の人口の増加や、医療の高度化・専門化、社会環境の変化等に伴い、在宅療養を含む医療需要の増加が見込まれ、地域で必要とされる保健医療や在宅療養を～</p>	<p>後期高齢者のうち85歳以上の人口の増加や、医療の高度化・専門化、社会環境の変化等に伴い、在宅療養を含む医療需要の増加が見込まれ、地域で必要とされる保健医療や在宅医療を～</p>
27	P.51	<p>施策（2） 施策の方向名②</p> <p>②在宅療養の支援体制の充実</p>	<p>②在宅療養体制の充実</p>

基本目標 2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
28	P.51	施策（2） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	住み慣れた地域でだれもが安心して充実した在宅療養生活をおくることができるよう、 在宅療養の支援体制の充実を図ります。	住み慣れた地域でだれもが安心して充実した在宅療養生活をおくることができるよう、 在宅療養体制の充実を図ります。

基本目標 2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
政策4 いくつになっても自分らしく輝けるための仕組みづくり			
29	P.53 施策（1） 現状と課題 箇条書きの 2つ目	高齢者の就労を通したいきがいづくりのきっかけとして、～	高齢者の就労と社会参加を通したいきがいづくりのきっかけとして、～
30	P.53 施策（1） 施策の方向名①	①高齢者の社会参加と就労支援	①高齢者のいきがいづくりと就労支援
31	P.54 施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 3つ目	・高齢者が、区の情報や災害・防犯に関する緊急性の高い情報を取得でき、また、地域とのコミュニケーションを図る手段として、適切にICT機器が使えるよう、使い方や知識を学ぶ機会を創出します。	
32	P.54 施策（1） 施策の方向③ 箇条書きの 1つ目	施策の方向③を削除。 箇条書きの1つ目の文章は、施策の方向①の箇条書きの3つ目へ転記。	③ デジタル活用能力の向上に向けた取組み ・高齢者が、区の情報や災害・防犯に関する緊急性の高い情報を取得でき、また、地域とのコミュニケーションを図る手段の一つとして、適切にICT機器が使えるよう、使い方や知識を学ぶ機会を創出します。

基本目標2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
33	P.54	施策（2） 現状と課題 箇条書きの 1、2つ目	<p>・高齢者を取り巻く社会や家庭環境などの変化により、高齢者の生活や介護へのニーズが複雑で多岐にわたります。そのため、地域の特性にあわせた見守り体制やインフォーマルサポートの創出・相談支援体制の確立が必要です。</p> <p>・介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし、希望に沿った最期を迎えることができるよう、切れ目のない在宅療養支援体制の充実が必要です。</p>	<p>・高齢者をとりまく社会や家庭の環境、地域の特性により、高齢者の生活、介護へのニーズが複雑で多岐にわたるため、地域の特性にあわせた見守り体制・インフォーマルサポートの創出・相談支援体制の確立が必要です。</p> <p>・人生の最期を自宅で迎えたいとする人の看取りまで想定した訪問診療などによる対応が必要です。住み慣れた自宅で安心して最期を迎えられるよう、在宅療養体制の拡充を推進していく必要があります。</p>
34	P.54	施策（2） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目	<p>高齢者を取り巻くさまざまなニーズに対し、きめ細かな相談や～</p>	<p>高齢者のニーズに対し、細やかな相談や～</p>
35	P.55	施策（2） 施策の方向名③	<p>③在宅療養支援体制の連携強化と～</p>	<p>③在宅療養連携の強化と～</p>
36	P.55	施策（3） 現状と課題 箇条書きの 1つ目	<p>令和22（2040）年には、65歳以上で認知症を発症する人が、4人に1人となる見込みであり、そのため、認知症への理解を深めていく必要があります。認知症になってもなくてもそれぞれがつながりあい、～</p>	<p>65歳以上の認知症の人は、2040年には4人に1人となる見込みであり、認知症への理解を深めていく必要があります。認知症があってもなくてもそれぞれがつながりあい、～</p>
37	P.56	施策（3） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目	<p>認知症の正しい理解を深めるためのサポーターを広く養成する取組みや、地域のだれもが参加できる交流の場、認知症月間等のさまざまな機会等を通じて、広く認知症に関する普及啓発を行うとともに、認知症支援ボランティアが地域で活躍できる機会の充実を図ります。</p>	<p>認知症の正しい理解を深めるための認知症サポーター養成講座や、地域のだれもが参加できる交流の場としての認知症カフェ、認知症月間等のさまざまな機会や事業、広報紙、ホームページ等を通じて、広く認知症に関する普及啓発を行うとともに、認知症支援ボランティアが地域で活躍できる機会の充実を図ります。</p>

基本目標 2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
38	P.56	施策（3） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	認知症の容態に応じた、医療や介護等の多職種間の連携・協働による適時・適切な支援体制の充実を図ります。	認知症の容態に応じた、医療や介護等の多職種間の連携・協働による適時・適切な支援体制を推進します。

基本目標 2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
----	------	-----	--------------------

政策5 障害がある人が、安心して自分らしい生活をおくるための基盤づくり

39	P.57	<p>施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目</p> <p>障害のある人に対する差別や偏見のないだれもが分け隔てなく共生する社会の実現に向けて、障害の理解を深めるための教育の充実や、さまざまな媒体を活用した広報活動などを通じ、～</p>	<p>障害のある人に対する差別や偏見のないだれもが分け隔てなく共生する社会の実現に向けて、障害の理解を深めるための教育の充実や、さまざまな媒体を活用した広報活動、<u>障害者作品展</u>などを通じ、～</p>
40	P.58	<p>施策（2） 現状と課題 箇条書きの 2、3つ目</p> <p>・障害のある人が、<u>障害の特性や能力に応じた多様な働き方ができるよう、就労に関する情報提供や相談支援、就労の機会の確保など、安心して働き続けるための支援の充実が必要</u>です。 ・障害の重度化、障害者のある人や介助を行う家族等の高齢化が進んでおり、「<u>親なき後</u>」を見据えた<u>支援や、緊急時の受け入れ対応等</u>の～</p>	<p>・障害のある人が、<u>就労の機会を得て、充実した社会生活をおくるためには、障害者の就労促進への支援が一層重要</u>となります。 ・障害の重度化、障害者のある人や介助を行なう家族等の高齢化が進んでおり、「<u>親なき後</u>」を見据えた<u>緊急時の受け入れ対応等</u>の～</p>
41	P.58	<p>施策（2） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目</p> <p>障害のある人やその家族等が抱えるさまざまな課題を把握し、<u>ニーズに沿った必要なサービスにつなげるため、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心とした、さらなる相談支援体制の充実を図ります。</u></p>	<p>障害のある人やその家族が抱えるさまざまな課題を把握し、必要なサービスにつなげるため、<u>相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の充実を図ります。</u></p>

基本目標 2 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月18日、11月8日）
----	------	-----	--------------------

政策6 権利と尊厳をまもり、支えつながりあえる仕組みづくり

42	P.60	施策（2） 施策の方向名①	①困りごとを取りこぼさない相談支援体制の充実	①困りごとを取りこぼさない相談体制の充実
43	P.60	施策（2） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	家族等介護者の精神的・肉体的な負担を軽減するため、支援に関する情報を発信するとともに、専門職等による相談支援や介護者間の交流を深めるなど、家族等介護者を支えるための支援の拡充を図ります。	家族等介護者の精神的・肉体的な負担を軽減するため、支援に関する情報の発信をする とともに、臨床心理士等による相談支援や介護者間の交流を深めるなど、家族を支えるための支援の拡充を図ります。

基本目標3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
----	------	-----	--------------------

政策1 安全で安心に暮らせるまちづくり

1	P.62	<p>施策（1） 現状と課題 箇条書きの 3、5つ目</p>	<p>・甚大化する風水害や切迫する首都直下地震への対策など、～ ・国や東京都が実施する高規格堤防やスーパー堤防の整備においては、水害への対応力を高めるため、低地部から高台への避難経路の確保など、～</p>	<p>・甚大化する風水害や切迫する大規模地震への対策など、～ ・国や東京都が実施する高規格堤防やスーパー堤防の整備においては、水害への対応力を高めるため、低地部から高台への避難ルートの確保など、～</p>
2	P.63	<p>施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目</p>	<p>「燃え広がらない・燃えないまち」の実現に向け、避難路の確保とともに延焼遮断帯の形成、建築物の耐震化・不燃化等のさらなる促進により、～</p>	<p>「燃え広がらない・燃えないまち」の実現に向け、避難路の確保とともに延焼遮断帯の形成、建築物の耐震化・不燃化等のさらなる推進により、～</p>
3	P.65	<p>施策（3） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目</p>	<p>地域における犯罪を未然に防ぎ、体感治安（感覚的・主観的に感じる治安の情勢）の向上を図るため、防犯設備の整備や、防犯パトロール活動などの地域と一体となった取り組みへの支援を通じて、～</p>	<p>地域における犯罪を未然に防ぎ、体感治安（感覚的・主観的に感じる治安の情勢）の向上を図るため、防犯設備の整備や、防犯パトロール活動などの取り組みへの支援を通じて、～</p>

基本目標3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
政策2 ころ豊かに住み続けられるまちづくりの推進			
4	P.66 施策（1） 現状と課題 2つ目	まちづくりを進めるにあたっては、区民・民間事業者・行政など多様な主体が信頼関係のもと、それぞれの役割と責任を相互に理解しながら、合意形成を図っていくことが必要です。	まちの将来像の実現にあたっては、区民・民間事業者・行政など多様な主体がそれぞれの役割と責任を相互に理解するとともに、信頼関係を築き、合意形成を図りながら、まちづくりを進めていく必要があります。
5	P.66 施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目	だれもが安心して住み続けられる、よりよいまちづくりを推進するため、 <u>地域住民・まちづくり協議会・民間事業者・NPO等の関係団体</u> が～	だれもが安心して住み続けられる、よりよいまちづくりを推進するため、 <u>区民・ボランティア団体</u> 等が～
6	P.67 施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	<u>都市の持続性を確保する都市づくり、まちづくりに向けて、多様なライフスタイルや時代のニーズに応じた都市機能の～</u>	多様なライフスタイルや時代のニーズに応じた都市機能の～
7	P.67 施策（2） 現状と課題 箇条書きの 2つ目	バリアフリー化の推進においては、北区バリアフリー基本構想推進協議会や当事者参加による～	バリアフリー化の推進においては、北区バリアフリー基本構想推進協議会や当事者参加による～
8	P.67 施策（2） 施策の方向① 箇条書きの 2つ目	だれもが安心して移動でき、安全に利用できるよう、案内サイン等の利用者視点に応じた取組みを～	だれもが安心して移動でき、安全に利用できるよう、案内サイン等におけるユニバーサルデザインの活用を～

基本目標3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
9	P.68	施策（3） 現状と課題 箇条書きの 3つ目	景観づくりの推進においては、地域への関心を高める機会や地域住民の活動の場の提供により、景観づくりに対する意識啓発や良好な景観の維持・創出に向け、 <u>区と地域住民が</u> ともに取り組む体制の～	景観づくりの推進においては、地域への関心を高める機会や地域住民の活動の場の提供により、景観づくりに対する意識啓発や良好な景観の維持・創出に向け、ともに取り組む体制の～
10	P.68	施策（3） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目	地域の特性に配慮し、 <u>自然・文化・歴史などの地域資源</u> を活かした～	地域の特性に配慮し、地域資源を活かした～

基本目標3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
政策3 利便性の高い総合的な交通体系の整備			
11	P.69 施策（1） 現状と課題 箇条書きの 3つ目	道路や橋梁等の道路インフラは、健全度調査や点検基準に基づき、改修時期等の調整を図りながら、適正な管理を進めていくことが必要です。	今後、更新時期を迎える道路や橋梁等の道路ストックは、健全度調査や点検基準に基づき、 <u>老朽化するインフラと改修のボリューム調整</u> を図りながら、適正な管理を進めていくことが必要です。
12	P.69 施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 2つ目	まちづくりと一体となった整備により、交通結節機能、歩行者回遊性など道路交通機能の利便性向上ほか、 <u>災害時にも安全に移動できる交通空間の形成等</u> を推進します。	まちづくりと一体となった整備により、交通結節機能、歩行者回遊性など道路交通機能の利便性向上ほか、 <u>災害時も安全な環境づくり</u> を推進します。
13	P.69 施策（1） 施策の方向名②	②道路インフラの適正な管理・更新	②道路ストックの適正な管理・更新
14	P.69 施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	道路や橋梁等の道路インフラの老朽化を適正に管理するため、予防保全に重点を置いた計画的な点検、修繕及び更新を推進します。	道路や橋梁等のインフラの老朽化を適正に管理するため、予防保全に重点を置いた道路ストックの計画的な点検、修繕及び更新を推進します。
15	P.70 施策（2） 施策の方向② 箇条書きの 3つ目	町会・自治会や警察署、交通安全協会等と連携し、年代に応じた交通安全教育の実施とともに～	町会・自治会や警察署、交通安全協会等と連携し、年代に応じた交通安全教育とともに～

基本目標3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
16	P.71	施策（3） 現状と課題 箇条書きの 1つ目	土地（崖線）の高低差や既存の地域公共交通のほか、高齢化のさらなる進展の状況を踏まえ～	土地（崖線）の高低差や高齢化の進展、既存の地域公共交通の状況などを踏まえ～
17	P.71	施策（3） 現状と課題 箇条書きの 4つ目	高齢者や子育て世代、観光客など、利用者の特性や利用目的に応じた、～	高齢者や子育て世代、観光客など、利用者の特性や目的に応じた、～
18	P.71	注釈追加	<u>デマンド交通：小型の乗合い交通等による予約型の運行形態の輸送サービスのこと。</u>	

基本目標 3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
----	------	-----	--------------------

政策4 うるおいのある快適な住環境の形成

19	P.73	<p>施策（1） 施策の方向① 箇条書きの 2つ目</p>	<p>各まちづくり事業や大規模団地の建替え・再生にあわせ、<u>持続可能なまちづくりに配慮し、地域特性を踏まえた～</u></p>	<p>各まちづくり事業や大規模団地の建替え・再生に伴い、地域特性を踏まえた～</p>
20	P.73	<p>施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 2つ目</p>	<p><u>災害に強く、住み慣れた地域に～</u></p>	<p>住み慣れた地域に～</p>
21	P.73	<p>施策（2） 現状と課題 箇条書きの 2つ目</p>	<p>大規模団地等の建替え事業や民間住宅の開発にあわせ、<u>地域特性に応じた緑地やオープンスペースの整備に加え、～</u></p>	<p>大規模団地等の建替え事業や民間住宅の開発にあわせ、<u>従前のまちの特性、周辺地区に応じた緑地やオープンスペースの整備に加え、～</u></p>
22	P.75	<p>施策（3） 施策の方向① 箇条書きの 2つ目</p>	<p><u>地域における防災及び減災機能の強化、～</u></p>	<p>防災及び減災機能の強化、～</p>
23	P.75	<p>施策（3） 施策の方向② 箇条書きの 1、2つ目</p>	<p>・訪れた人が「また訪れたい」と感じるよう、<u>自然・文化・歴史などの地域資源を活かした～</u> ・Park-PFI（<u>公募設置管理制度</u>）や指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用した<u>公園や河川敷等の水辺空間の管理に取り組むとともに、日常のさまざまな機会に利用できる魅力ある公園づくりに努めます。</u></p>	<p>・訪れた人が「また訪れたい」と感じるよう、地域資源を活かした～ ・Park-PFI 制度や指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用した<u>公園管理に取り組み、区民が公園や水辺空間を日常のさまざまな機会に利用できる魅力ある公園づくりに努めます。</u></p>

基本目標3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
24	P.75	注釈追加	<p><u>Park-PFI（公募設置管理制度）：公園管理者（北区）が設置する都市公園内で飲食店・売店等の公園の利用者の利便向上に資する施設（公募対象公園施設）と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の広場・遊具等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定すること。</u></p>	

基本目標3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
5 持続可能な環境共創都市の実現			
25	P.77 施策（1） 施策の方向名③	③北区役所における <u>脱炭素</u> をめざした取組み	③北区役所における <u>ゼロカーボン</u> をめざした取組み
26	P.77 施策（2） 現状と課題 箇条書きの 1つ目	区民1人1日あたりのごみ排出量は着実に減少していますが、その減少幅は縮小傾向にあります。 <u>ごみの量や組成の変化を適切に捉え、ごみの減量に効果的な事業を展開する必要があります。</u>	<u>コロナ禍における生活スタイルの転換や事業活動の変革による、ごみの量・組成の変化を踏まえて、ごみの減量に効果的な事業を展開していく必要があります。</u>
27	P.77 注釈追記	<u>エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含み、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと</u>	/
28	P.78 施策（2） 現状と課題 箇条書きの 2、4、6、7 つ目	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の進行にブレーキをかけるため、高い効果が期待できる2R（リデュース・リユース）の推進が求められています。また、従来の3Rの取組みに加えて、<u>外国人区民や新たに北区に転入してきた人などに対する、ごみの減量や分別についての分かりやすく効果的な情報発信が必要です。</u> ・<u>ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手確保が難しくなっており、担い手不足を解消するための働きかけが求められています。</u> ・ルールを守らないごみの排出は、～ ・リサイクル清掃事業はライフラインのひとつとして、安定的かつ効率的な事業の継続性が求められています。膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制や、都市型の水害や感染症の流行等にも対応できる<u>持続可能な事業の執行体制</u>を～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の進行にブレーキをかけるため、高い効果が期待できる2R（リデュース・リユース）の推進が求められています。また、従来の3Rの取組みに加えて、<u>サーキュラーエコノミー※やシェアリングエコノミーなどの考え方が、少しずつ広がりを見せています。</u> ・<u>ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手確保が難しくなっています。関心を喚起するだけでなく、各主体の行動変容につなげていく働きかけが求められています。</u> ・ルールを守らない排出は、～ ・リサイクル清掃事業はライフラインのひとつとして、安定的かつ効率的な事業の継続性が求められています。膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制や、都市型の水害や感染症の流行等にも対応できる<u>事業継続可能な体制</u>を～

基本目標 3 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会資料」の対照表

NO	修正箇所		答申案	部会資料（10月12日、11月4日）
29	P.78	施策（2） 施策の方向③ 箇条書きの 1、3つ目	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集・運搬にかかわる環境の変化に、適切に対応していくとともに～ ・国や東京都、特別区と連携し、ライフラインとしての事業継続性を重視しながら～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢単身世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応していくとともに～ ・国や東京都、23区の災害廃棄物処理体制と連携し、ライフラインとしての事業継続性を重視しながら～
30	P.80	施策（4） 現状と課題 箇条書きの 4、5つ目	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）については、～ ・東京都受動喫煙防止条例の全面施行等を受け、受動喫煙対策にかかわる実効性のある取組みの実施が求められています。また、原則屋内禁煙となったことから、屋外におけるたばこのポイ捨てや歩行喫煙、～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「ごみ屋敷」については、～ ・東京都受動喫煙防止条例の全面施行等を受け、受動喫煙対策にかかわる実効性のある取組みの実施が求められています。また、原則屋内禁煙となったことから、屋外における喫煙者が増加しており、ポイ捨てや歩行喫煙、～
31	P.81	施策（4） 施策の方向② 箇条書きの 2つ目	<p>「ごみ屋敷」について、居住者等に寄り添った支援を行うなど、関係機関と連携しながら適切な対応を図ります。</p>	<p>関連機関と連携した包括的支援体制を構築し、「ごみ屋敷」の居住者に寄り添った福祉的支援による対策を推進します。</p>
32	P.81	施策（4） 施策の方向③ 箇条書きの 1つ目	<p>受動喫煙による健康被害やたばこの吸い殻の散乱及び火傷等の被害を防止し、だれもが快適に過ごせるまちを実現するため、喫煙マナーの向上に関する啓発を行うとともに、指定喫煙場所の環境改善や路上喫煙禁止地区の指定等により、～</p>	<p>喫煙マナーの向上に関する啓発を行うとともに、指定喫煙場所の環境改善や路上喫煙禁止地区の指定、公衆喫煙所の設置等により、～</p>

区政運営 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 審議会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	審議会資料（9月13日）
----	------	-----	--------------

政策1 多様な主体との連携・協働の推進

1	P.83	<p>施策（1） 現状と課題 箇条書きの 1つ目</p> <p>人口構造や世帯構成の変化、災害リスクの上昇等、社会を取り巻く環境の変化が顕著になっており、それに伴い地域の課題も多様化しています。区民、町会・自治会、NPOボランティア団体、大学等の教育機関、商店街等、さまざまな主体と協働し、地域の実情に応じて課題に取り組む必要があります。</p>	<p>人口構造や世帯構成の変化、災害リスクの上昇等、社会を取り巻く環境の変化が顕著になっており、それに伴い地域の課題も多様化しています。区民、町会・自治会、NPOボランティア団体、大学等の教育機関、商店街等、さまざまな主体と協働し、地域の実情に応じて取り組む必要があります。</p>
2	P.84	<p>施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目</p> <p>民間事業者をはじめ、多様な主体との連携により、<u>公と民のそれぞれが持つ強みを活かした公共サービスの提供を実現するとともに、新たな手法や仕組みを取り入れながら、公民連携の推進を図ります。</u></p>	<p>民間事業者をはじめ、多様な主体との<u>公民連携を推進し、新たな手法や仕組みを取り入れながら、積極的に民間活力を活用していきます。</u></p>
3	P.85	<p>施策（2） 施策の方向① 箇条書きの 1つ目</p> <p>情報公開制度のさらなる利便性向上をめざすとともに、区民の区政への参加をより一層推進するため、区が保有する情報の公表及び情報提供の拡充を推進します。</p>	<p>情報公開制度の<u>更なる利便性向上</u>をめざすとともに、区民の区政への参加をより一層推進するため、区が保有する情報の公表<u>施策</u>並びに区政情報を区民が迅速かつ容易に得られるような情報提供<u>施策</u>の拡充を推進します。</p>

区政運営 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 審議会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	審議会資料（9月13日）
----	------	-----	--------------

政策2 未来につなぐ持続可能な行財政運営

4	P.88	施策（2） 現状と課題 箇条書きの 1つ目	少子高齢化への対応、社会保障関係費の漸増、公共施設の老朽化への対応、防災・減災対策など、区が直面する課題は山積しています。また、 <u>脱炭素に向けた取組み</u> 、～	少子高齢化への対応、社会保障関係費の漸増、公共施設の老朽化への対応、防災・減災対策など、区が直面する課題は山積しています。また、 <u>ゼロカーボンへの取組み</u> 、～
5	P.90	施策（3） 現状と課題 箇条書きの 4つ目	施設のバリアフリー化や小学校における35人学級の導入、 <u>脱炭素に向けた取組み</u> など、～	施設のバリアフリー化や小学校における35人学級の導入、 <u>ゼロカーボンへの取組み</u> など、～

区政運営 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 審議会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	審議会資料（9月13日）
----	------	-----	--------------

政策3 区民から信頼される職員の育成・確保と柔軟な執行体制

6	P.93 施策（1） 取組みの方向③ 箇条書きの 1つ目	長期的な人材育成の視点に立った職員配置や職員が明確な目標を設定して取り組んだ成果が適切に評価される人事評価、社会情勢や制度の変化に即した職場環境の整備を推進し、職員の持つ能力を最大限引き出せる人事管理を行います。	職員の持つ能力を最大限引き出せるよう、長期的な人材育成の視点に立った人事管理、職員が明確な目標を設定して取り組んだ成果が適切に評価される人事管理、社会情勢や制度の変化に即した人事管理を行います。
7	P.93 施策（2） 取組み目標 2段落目	また、頻発化する自然災害や多様化する危機管理事案に対して、柔軟な組織間の連携により、適時適切な応急対策を実現するため、庁内連携を強化した体制の整備を進めます	また、頻発化する自然災害や多様化する危機管理事案に対して、柔軟な組織間の連携により、適時適切な災害応急対策を実現するため、庁内連携を強化した災害対応体制の整備を進めます。

区政運営 「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」と「基本計画に盛り込むべき施策のあり方 審議会資料」の対照表

NO	修正箇所	答申案	審議会資料（9月13日）
----	------	-----	--------------

政策4 テクノロジーを活用した行政サービスの提供

8	P.95	注釈	ユーザーインターフェース：利用者とは製品やサービスをつなぐ接点のこと。ここでは「見やすさ、使いやすさ」のこと。	ユーザーインターフェース：利用者とは製品やサービスをつなぐ接点のこと。
9	P.96	施策（1） 施策の方向名②	②業務の効率化推進と新たな行政サービスの展開	②業務の効率化推進と新たな行政サービスを生み出すためのデジタルツールの導入
10	P.96	施策（1） 施策の方向② 箇条書きの 1つ目	人口減少による労働力低下や経済規模の減少などに伴い、職員の減少も見込まれる中で、	人口減少に伴い職員の減少も見込まれる中で、～